

令和 4 年

第 10 回 教育委員会 定例会

# 議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和4年 第10回 (定例)・臨時委員会 議事録

委 員 会 日 程		会 場
開会日時	令和4年7月25日 午前・(後) 3時07分	両津地区公民館 3階 第1学習室
閉会日時	令和4年7月25日 午前・(後) 3時52分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
出 席 者	欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員
教育長 新発田 靖		瀧川 紀子
1番委員 仲川 正道		岩崎 奈美
2番委員 池 典比古		
3番委員 瀧川 紀子		
4番委員 岩崎 奈美		
説 明 の た め 出 席 し た 職 員		
教育次長	磯部 伸浩	学校教育課
教育次長補佐	兼社会教育課長	課長 森 和人
	市橋 秀紀	管理主事 福井 晴人
教育総務課		
課長	柳澤 正二	
課長補佐	飯田 誠	
総務係主任	小林 唯美	
傍 聴 人	(有)・無	1人
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり	

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果
なし

会議に付議した事件の題目	
議案第 41 号	佐渡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第 42 号	佐渡市立学校における区域外就学に関する取扱要綱の制定について
議案第 43 号	佐渡市部活動改革検討懇談会開催要綱の一部を改正する告示の制定について
報告事項	1 学校情報について 2 佐渡市学校給食食材費支援補助金交付要綱の制定について
次回会議開催日	
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数	
なし	
請願、陳情	有・ <b>無</b> 有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項	
特になし	

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田教育長</li> </ul>	<p>◎本定例教育委員会は、午後3時07分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただ今から、令和4年第10回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。</li> <li>・初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、瀧川委員と岩崎委員の2名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</li> <li>・次に、日程第2、議案第41号「佐渡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」、事務局の説明を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・柳澤教育総務課長</li> </ul>	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月1日に開園しました、あいかわこども園において教育委員会に係る公務上作成された文書に使用する園長の印を新調したことから、佐渡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について、今回提案するものです。</li> <li>・議案の2ページをご覧ください。中ほどに8、角印で佐渡市立〇〇こども園園長之印を加えるものです。この〇〇には今回「あいかわ」入り、あいかわこども園園長之印というものを今回規定するものです。</li> <li>・ただ今の説明に対しまして、質疑等ありますでしょうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田教育長</li> <li>・委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑なし</li> <li>・質疑なしと認めます。</li> <li>・これより採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田教育長</li> <li>・委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑なしと認めます。</li> <li>・異議なし</li> <li>・異議なしと認めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田教育長</li> <li>・委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よって、議案第41号「佐渡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> <li>・次に、日程第3、議案第42号「佐渡市立学校における区域外就学に関する取扱要綱の制定について」、事務局の説明を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・森学校教育課長</li> </ul>	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法施行令第9条の規定による区域外就学に関し、必要な事項を定めるものです。</li> <li>・先日、里帰り出産をするのに、小学校低学年の子どもと一緒に連れてきて佐渡市の学校に通わせることはできないかと依頼がありました。そこで許可の基準が特に定まっていなかったため、今回要綱を定めるものです。</li> <li>・基準については、13ページです。実際他市で行われているものを参考にしながら佐渡市に必要なところを絞って策定しています。</li> <li>・区分1は、本市の区域から転出後も従来就学していた学校へ就学を希望する場合、基本その学期の終了まで、6年と中3は卒業するまでとしています。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分2は、本市の区域内へ転入予定で事前に転入予定先に係る学校への就学を希望する場合。</li> <li>・ 区分3は、住居の建て替え等のため、本市の区域外に一時転出し、又は本市の区域外における一時的な居所から就学するとき。</li> <li>・ 区分4は、保護者がその就労等により昼間、児童を保護することができないため、本市の区域内に在住する預かり先の祖父母等の住所地が属する小学校学区に就学を希望するとき。</li> <li>・ 区分5は、児童生徒の身体的な事由により通学又は通院の利便性及び安全性について配慮する必要があるとき。</li> <li>・ 区分6は、不登校の解消等教育上の事由により区域外就学が必要であると教育委員会が認めるとき。</li> <li>・ 区分7は、その他特別の事由により区域外就学が必要であると教育委員会が認める場合になります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新発田教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただ今の説明に対しまして、質疑等ありますでしょうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認させて下さい。他県から里帰り出産のためにとということでありましたが、これまでも区域外就学を認める事例があったかと思えます。どんな方法でやっていましたか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聞いた話だと、そういうものがないのでできないと話を断ったという事例もありました。里帰り出産については、今まであったかどうか十分確認していないのですが、要望があったが断ったことがあるという話は聞いています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これは正式ではないのですが、外国籍の方は夏期休業期間が長いということで、体験入学という形で、その間だけ親の出身地である佐渡の日本の学校を経験させたいという例がありまして、学校の了解を得て、「万が一の場合は保護者の責任において体験入学させます」と約束した上で認めた例がいくつかありました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 池委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大体どのくらいの期間になるのでしょうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その申し出は、大体3か月位を目途にしているようです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 池委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教科書も違い、アメリカ人ということもある。進み方も違うのでなかなか大変は大変ですが、保護者のことを考えるとベストなんだろうという気はします。今までなかったというのがちょっと不思議な気がします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域外就学を認める条件に、どこを読んでも出てこないのですが、保護者は当市に住んでいるか、祖父母がいるかということしか認めないことになるのでしょうか。それとも他に身元引受人のような方がいればOKということで考えてよろしいのでしょうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今基準になっているのが、その部分で保護者以外にと、祖父母以外にととなると改めて本当にその方が任せられる方なのかというところを確認した</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 森学校教育課長</li> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 森学校教育課長</li> <li>・ 新発田教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 新発田教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 新発田教育長員</li> <li>・ 森学校教育課長</li> </ul>	<p>上で判断になるかと思いますが、この要綱の中でその保護者、祖父母以外の管理者というところまでは指定していない状況です。島留学などやってる学校は、保護者同伴で来て住民票も移してという形で進めています。以前、内海府小学校で親とは違う寮母さんに、面倒見てくれる方のところに入る例がありました。ただそれは、そのお子さんが住所を移した段階で行ったということになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうすると特例として認めることもありうると思えばよろしいですか。</li> <li>・ そうです。検討して判断します。</li> <li>・ 特別審議するということですね。</li> <li>・ はい、そうです。</li> <li>・ その他質疑等いかがでしょうか。</li> <li>・ 質疑なし</li> <li>・ 質疑なしと認めます。</li> <li>・ これより採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> <li>・ 異議なし</li> <li>・ 異議なしと認めます。よって議案第42号「佐渡市立学校における区域外就学に関する取扱要綱の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> <li>・ 次に、日程第4、議案第43号「佐渡市部活動改革検討懇談会開催要項の一部を改正する告示の制定について」、事務局の説明を求めます。</li> </ul> <p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年12月24日定例教育委員会の中で協議し承認をいただき、告示されました要項の一部改正です。</li> <li>・ 6月にスポーツ庁から地域移行についての提言が出され、まもなく文化庁でも提言が出されます。本格的に準備が進められる段階になり、教育委員会の中でも検討し、第1回目の検討懇談会を8月2日に行うことで準備を進めて参りました。今回、要綱を教育委員会内で改めて協議をさせていただいた中で、参加者の中に学校教育課職員と社会教育課職員が入っていましたが、あくまでも教育委員会の職員は事務局の立場で意見をし、この会に対して意見する立場ではないということで、学校教育課と社会教育課の職員はなしにさせていただきました。</li> <li>・ また、学校教育課と社会教育課で打合せをしている中で、保護者であるPTA代表が1名でしたが、やはり親の意見を1名だけでなく複数名の考え方や意見をいただきたいという話し合いになりまして、連合会の代表1名だったところを小学校のPTAから代表1名と中学校のPTAから代表1名という形で2名にさせていただきました。</li> <li>・ 併せて、地域の部活に専門的な立場である方の意見も必要になってくる</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田教育長</li> </ul>	<p>だろうということの有識者という立場の人も加えさせていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6条の「懇談会の開催期間は、おおむね2年間を目途とする。」と規定していましたが、地域移行については、出されている提言は令和5年度から3年を強調期間として示されていますし、離島または山間地域などは、指導者の確保等も難しい状況から、3年間に限らず計画的に進めて下さいという提言が出されています。その中で検討懇談会を2年間の期間で区切っていたところを必要に応じて続ける必要があることもありましたので、削らせていただきました。</li> <li>・ 第9条は教育委員会が庶務となっていました、事務局という言葉がふさわしいということで直しております。</li> <li>・ 先ほどの6条が削られたことで、各1条ずつずれているところです。</li> <li>・ ただ今の説明に対して、質疑等ございますか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩崎委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部活の地域移行はすごく違和感だらけという感じですが、学校の統合の話、再編の話が進んでいますよね。進んでいるのに例えば、地域移行の話が部活の中に出てきたとしたら、学校を残してもクラブ活動としてできるのではないかなと単純な疑問がありますが、その辺についてどうでしょうか。</li> <li>・ 学校の再編と部活の地域移行が同時に進んでいるのはやはり違和感ではないのですが。単純に地域移行が進めば、例えば他の大きな学校で部活がやりたい、だからそっちに学校を移してもいいという保護者の方の再編についての考えがあるのですが、地域移行により部活は現状のまま今の学校でやれるということになりませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・柳澤教育総務課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再編の関係につきましては、部活動の地域移行をするしないにかかわらずの部分もありますので、必ずしもそれがイコールという現状ではありません。今の部活の地域移行の部分については、土日の地域移行という部分で、将来的に平日も考えられる部分ではありますが、今議論になっている地域移行については土日の部分を対象にした地域移行であります。確かに中学校の場合部活の編成が難しいことでそういう御意見があるのは承知しているところですが、必ずしも統合に関しては部活動だけの問題でない部分もありますので、その辺は切り離しての議論が必要なると思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田教育長</li> <li>・委員全員</li> <li>・新発田教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他質問ありますでしょうか。</li> <li>・ 質疑なし</li> <li>・ 質疑なしと認めます。</li> <li>・ これより採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員全員</li> <li>・新発田教育長員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> <li>・ 異議なしと認めます。よって、議案第43号「佐渡市部活動改革検討懇談会開催要項の一部を改正する告示の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員全員</li> <li>・新発田教育 長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に、日程第5、報告事項1は、個人情報に関する内容が含まれていることから、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。</li> <li>・ 挙手</li> <li>・ 挙手多数ですので、報告事項1は、秘密会とすることといたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田教育 長</li> <li>・森学校教育 課長</li> </ul>	<p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告事項1「学校情報について」、福井管理主事より説明する。</li> </ul> <p>【以上の報告については、質疑を経て終了した。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に、報告事項2「佐渡市学校給食食材費支援補助金交付要綱の制定 ついて」、事務局の説明を求めます。</li> </ul> <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月議会で補正予算として臨時交付金を活用し、今回の原油価格、物価高騰分の給食費について、保護者の方へ負担をかけずに今まで通り栄養バランスの整った給食が実施出来るよう補助金等交付規則の他に必要な事項を定めることが必要となり、改めて要綱を定めるものです。既に市長から決裁いただいています。</li> <li>・ 対象は児童生徒の保護者です。教員や給食センター職員は、給食費の高騰分は別途徴収する事になっています。補助対象はあくまでも食材費、高騰した食材費になります。交付関係はこの手続きに従って市長の了解を得ながら進めていきたいと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田教育 長</li> <li>・仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただ今の説明に対して、質疑等ありますでしょうか。</li> <li>・ 内容は結構だと思いますが、この支援対象の中には中等教育学校は入っていますか。</li> <li>・ 中等教育学校は県立学校ですが、新潟県は別途臨時交付金を充てて補填することになっていますので、そちらの方から同じように負担軽減する予定です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田教育 長</li> <li>・委員全員</li> <li>・新発田教育 長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他ありますでしょうか。</li> <li>・ 質疑なし</li> <li>・ 質疑なしと認めます。</li> <li>・ 次に、報告事項3「その他」ですが事務局からありますか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・森学校教育 課長</li> <li>・新発田教育 長</li> <li>・委員全員</li> <li>・新発田教育 長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回、私の方でお答えできなかった部分、給食の水産物をどのように提供しているのかという話がありましたが、それぞれセンターの地元の魚屋さんにお話ししている状況です。魚屋の方で切り身を作ってもらい調理は給食センターが行っています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩崎委員</li> <li>・新発田教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調べていただいてありがとうございます。</li> <li>・ その他、委員の皆様から何かありますか。</li> </ul>

<p>長</p> <p>・池委員</p>	<p>・私、民生委員をやっております。道路に見守りで立つこともあります。「民生委員の会」でこんな話がありました。生徒の登校下校に関してです。この前ものすごい雷の日がありました。生徒が通学しているときにどのような対応を取ったら良いのかというものです。民生委員で立っている人がびしょ濡れになりながら雷が落ちそうになる状況の中を集団登校している小学生が一組だけあり、どんなものでしょうかと話がありました。そのとき私は、学校の方でそれぞれにその状況を見て止めましょうというのなかなか難しいので、保護者の判断になるのではないかと話をしたのです。しかし、考えてみたら保護者だけで判断するのもなかなか面倒です。この後気象がもの凄く激しくなる状況で、もしそういうときに雷が落ちて生徒が怪我をする状況になったときに、どこがどう責任を取ったら良いものか確かに答えようがないと感じました。学校ではどんな指導をしているかと問われても、さっき言ったように、学校では限界があると思います。保護者の判断に任せましたと保護者だけに任せると、それはそれで又なかなか厳しいものがあります。いずれこのような荒天の状況が、気象がはっきりしない状況になったときに、どこまでどうやって考えていくのか。今すぐではないですが、方向性などについてはどこかで検討しておく必要があるのではないかと感じ、民生委員の会の中で話しを聞いたときに思いました。今ここでの答えはないと思いますので。その方向でどういう検討の仕方があるのか分からないのですが、いずれあったときのために検討して行った方が良いのかなと感じましたので発言させていただきました。</p>
<p>・新発田教育長</p>	<p>・では、登校時の雷についての指導について、委員からお話しがあったのを受けまして、検討してまた様子を見ていくということで、ありがとうございました。</p>
<p>・瀧川委員</p>	<p>・今の雷の話ですが、全部起こり得ることを想定してこういう場合というのは難しいと思います。今まで集団登校の班長を何回か経験している親として子どもには、急な大雨があった場合は人の家の軒下に避難して、それで学校に遅刻することがあっても構わないという話を、各地域で集まる春の保護者会で集団登校班の話の時にやはり2キロもある通学だとそういうこともあるからと言っていました。それか朝の集団登校の連絡網で、悪天候により各自車の時には何時までに連絡しましょうと決めていました。今はコロナ禍でそういう集まりがなくなって書面だけでの総会案内で終わっているのですが、そういう事細かに集団登校のフォローができていないのが現状だと思います。でもそれを学校が仕切るとすると各通学路の危険度は違いますので、その地域の民生委員の方や登校班長さんが決まってから、その話し合いの中で一般的な危険回避の方法を決め学校に報告し、学校での指導という形も一つの手ではないかなと思いました。</p>
<p>・新発田教育長</p>	<p>・ありがとうございます。案などを含めてお願いしたいと思います。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 瀧川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ここ 4、5 日のことだと思うのですが、真野地区の体育館の入口のところがずいぶん前から壊れてきてたのですが、ドスンと激しく落ちてしまっていて、それが生徒の活動時間帯だったのか夜なのか、その辺が私も状況を掴めていませんが、結構雨漏りで傷んでる建物が他にも多分佐渡市にいろいろあると思うのです。その辺の地域点検を、これから夏休みに学校が休みになり児童だけで行動するに当たって、市の建物の出入口や軒下で雨宿りしていてドーンと落ちて大変な目にあっても困りますので、その辺の点検をああいうことがあったら確認しなければいけない時期だと思いました。よろしく願いいたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市橋社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育施設の真野体育館では、すみません大変迷惑をかけております。</li> <li>・ 今回の真野体育館につきましては、老朽化していましたので我々の方も危ないなということを感じていましたので、立入禁止にしていた場所でしたので、それで良かったということではないのですが、人に危害がなかったということでは、まあまあということなのですが、我々として 6 月に一旦これからプールが再開する時期に合わせて各社会教育施設、昨年も金井プールのプール棟で網戸が外れて下にいた人に当たったという事案を我々教訓として、6 月に各社会教育施設、網戸の方とか窓ガラスとかドアなどに異常がないかを職員が点検をしています。今年は 6 月にしましたが、我々の中では年 2 回ぐらいは必要ではないかと考えていまして、そこは又時期を見ていきたいと思いますが、まずは 6 月に一旦は調査をしていますので、その辺又地域でいろいろなことを聞かれると思いますので、あった場合は我々の方にも情報いただけると有難いと思いますのでよろしく願いいたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 瀧川委員</li> <li>・ 新発田教育課長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 新発田教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ よろしく願いいたします。</li> <li>・ その他ありますでしょうか。</li> <li>・ 質疑なし</li> <li>・ 日程第 5 「報告事項」はこれで終了いたします。</li> <li>・ 日程第 6 「次回会議の開催日」について、事務局の説明を求めます。 【次回の会議は、8 月 5 日（金）に臨時会、8 月 18 日（木）に定例会を開催したい旨を説明した。】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新発田教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上で、令和 4 年第 10 回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。</li> </ul> <p style="text-align: right;">午後 3 時 52 分終了</p>